

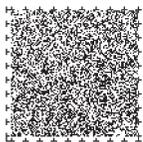
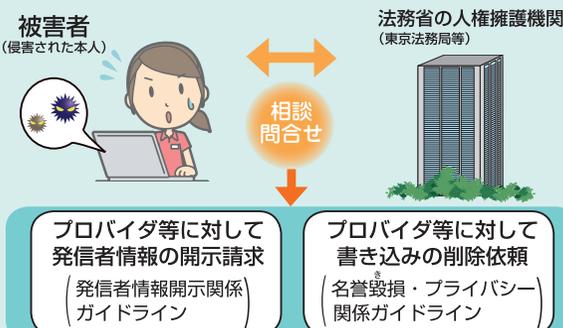
インターネット上の 人権侵害への対応

近年、インターネット上の違法有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和7年4月より「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されています。

この法律などに基づき、被害者がプロバイダ等（プロバイダ、サーバの管理・運営者等）に対して、インターネットの掲示板上の書き込み記事削除や、書き込みをした者（発信者）の情報開示を求めることができます。また改正の際に、新たに一定の要件を満たす大規模プラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けています。

- *プロバイダ業界はこの法律に関するガイドラインを定めています。その中で、人権侵害の被害者本人からだけでなく、法務省の人権擁護機関（東京法務局等）がプロバイダ等に削除を要請した場合も対応するとされています。

インターネット上の人権侵害

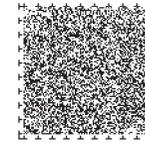


プロバイダ等による
判断・対応

もしも被害に遭ったら…

インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や、差別的書き込みなどの人権侵害を受けた場合には、情報の発信者や情報を掲載している掲示板の管理人、プロバイダ等に、記事の削除要請や発信者情報の開示請求をするという手段をとることができます。

この場合には、証拠として保存した掲示板等の内容を添付して、掲示板の管理人やプロバイダ等にメール等で連絡してください。



相談窓口

★東京都人権プラザ

「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談(無料)※

受付時間：月～金 16:00～22:00(祝日・年末年始を除く)

受付は21:30まで(1日1回程度60分以内)

アカウント名：インターネットにおける人権侵害相談@東京

「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(無料)※

○面接・オンライン相談(要予約)

受付時間：木 13:00～16:00(相談時間40分以内)

(第4木、祝日・年末年始を除く)

予約受付電話：03(6722)0124

○電話相談：03(6722)0126

受付時間：第4木 13:00～16:00(相談時間15分以内)

(祝日・年末年始を除く)

※この相談は、原則、都内在住、在勤、在学の方を対象に実施します。

★東京法務局人権擁護部

電話相談：0570(003)110(みんなの人権110番)

03(5363)3067(IP電話の方)

受付時間：月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

メール相談：<https://www.jinken.go.jp/>

★警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課

電話相談：03(5805)1731(サイバー犯罪相談窓口)

受付時間：月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

★ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」

電話相談：0120-1-78302

LINE相談：アカウント名「相談ほっとLINE @東京」

電話・LINE相談の受付時間：月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)

メール相談：24時間受付(返信は電話相談受付時間内に行います。)

<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

★違法・有害情報相談センター(総務省支援事業)

インターネット相談(24時間受付) <https://ihaho.jp>

このリーフレットに関する問合せは下記にお願いします。

東京都総務局人権部人権施策推進課

東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03(5388)2588

令和8(2026)年1月発行

法務省委託事業

印刷物規格表第4類

印刷番号(7)34

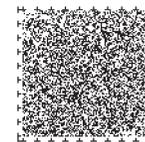


リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

インターネットと人権

インターネットの利用にも 「ルール」と「マナー」があります



東京都

このリーフレットには、音声コードが開いた四角の画面に印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

